

※ 本資料は、令和8年2月26日予算説明会資料を一部時点修正したものです。
(予算確定に伴い不要となった文言を削除したほか、緑色下線部分を修正しています。)

令和8年度予算の概要

(幼保支援課・幼保運営課・幼保指導課)

定員変更について

幼保支援課

1 背景

これまでの対応

- 保育需要が急増する中、既存資源を最大限に活用して保育の受け皿を確保する観点から、定員増については、施設からの申出があった場合、原則として認めてきた。
- 一方で、需給計画への影響が生じたり、待機児童や入所待ち児童が発生することのないように、定員減については、特段の事情がある場合に限定していた。

現状と課題

- 全市的に見れば保育需要は依然として増加傾向にあり、引き続き受け皿整備が必要であるものの、一部の施設において、恒常的な定員割れが発生しており、少子化の進行により、今後、こうした施設が増加することも見込まれる。
- このため、施設を計画的かつ安定的に運営することができ、かつ、市が適切に需給計画を管理することができる仕組みとする必要がある。

対応方針

- 定員変更を希望する施設と市(幼保支援課)とが事前協議を行い、双方で合意した上で、地域や施設の保育需要を踏まえ、需給計画に支障のない範囲で、定員の増減を行う。
- 定員変更は、前年度における事前協議を経て、毎年度4月1日に適用することを原則とする。

2 令和8年度以降の定員変更に係る考え方

定員変更の基本的な条件

- ① 定員を変更する理由が明らかであり、変更後の定員数が妥当なものであること。
- ② 変更後の定員が、「千葉市子ども・子育て支援事業計画」における需給計画に支障をきたすものでないと認められること。
- ③ 定員変更適用日時点において、施設・設備及び運営に関する各種基準等を満たすと認められること。
- ④ 原則として、利用定員を変更する場合には、同時に認可定員を変更すること。

変更期日においては、**入所児童数（総数）が定員以下**、かつ、**変更する認定区分における入所児童数が変更後の定員以下**となること。

定員変更のルール

- ① 定員変更の事前協議は、各認定区分に分けて行うこととする。
- ② 定員変更を行う適用日時点において、**入所児童数（総数）が定員（総数）以下**となること。
- ③ 定員変更を行う適用日時点において、**変更する認定区分における入所児童数が、変更後の定員以下**となること。
- ④ 定員設定は、持ち上がりが可能な年齢別内訳とすること。
- ⑤ 定員設定を0人とした年齢がある場合、原則としてその年齢の児童を受け入れてはならない。

実施時期

事前協議：令和8年度～ 適用：**令和9年4月1日～**

※事前協議等において、市が特段の事情があると判断した場合には、適用時期を別途設定するケースも想定される。

3 手続及びスケジュール（予定）

時期	手続き内容	
4月下旬～6月末日	受付	施設から事前協議書の提出（依頼文を別途通知）
受付後～9月中旬	事前協議	市が事業者へのヒアリングを行い、園の運営状況、変更後の定員設定の根拠等を確認
	検討・調整	期間内に提出された事前協議の内容を踏まえ、市において、需給計画への影響等を検討し、必要に応じて調整
10月中旬	協議に対する回答	市から施設に対し、定員変更の可否を連絡
～12月末日	変更に関する書類の提出	施設から定員変更の書類を提出 必要に応じ、市から定員変更に関する承認
翌年4月	定員変更の適用	

予算の概要について

幼保支援課

1 保育所（園）等関係 ①

(1) 民間保育園等整備 669,210千円
(対前年度比 123,560千円減)

待機児童の解消を図るため、子ども子育て支援事業計画に基づき、民間保育園等を整備する。

整備か所：13か所 定員：421人

① 認定こども園の整備・移行支援（3か所 定員40人）

認定こども園に移行又は定員増する私立幼稚園などに対し、改修などに係る整備費用を助成する。

・改修 1か所 定員20人

・小規模改修 2か所 定員20人

② 認可外保育施設の認可化移行支援（2か所 49人）

認可外保育施設の認可化移行を支援するため、改修費、移転費などに係る費用を助成する。

③ 小規模保育事業開設支援（1か所 定員19人）

3歳未満児を対象とした定員6人～19人の小規模保育事業の整備に係る費用を助成する。

1 保育所（園）等関係 ②

④ 事業所内保育事業の認可支援（1か所 地域枠15人）

事業所内保育事業の設置及び定員増を支援するため、小規模な改修などに係る費用を助成する。

⑤ 民間保育園の整備（6か所 298人）

既存施設の有効活用による定員変更・分園設置や小規模保育所の新設などに係る費用を助成する。

・新設 6か所 定員298人

⑥ 賃借料補助（5件）

保育ニーズが特に高い地域において、一定以上の賃料の物件について、開園前及び開園後の賃借料に対して、助成する。

・開園前賃借料補助 2件

・開園後賃借料補助 3件

1 保育所（園）等関係 ③

(2) 認定こども園の耐震補強助成	21,000千円
(対前年度比)	699,000千円減)
債務負担行為	218,000千円(皆増)

良好な保育環境の確保を促進し、施設面の保育の質向上を図るため、老朽化した認定こども園の大規模修繕等に係る費用を助成する。

認定こども園：2か所

【参考：令和7年度保育所等整備結果（令和8年2月時点）】

令和8年4月までに開園等する施設 29か所 687人分の定員増

- ① 認定こども園への移行（幼稚園4か所 保育園1か所 定員177人増）
- ② 保育所新設（5か所 定員235人増）
- ③ 認可外保育施設の認可化（1か所 73人増）
- ④ 保育所の分園設置（3か所 82人増）
- ⑤ 定員変更（12か所 定員146人増）
- ⑥ 公立保育所の建替え・民間移管（1か所 定員15人減）
- ⑦ 廃止（2か所 定員11人減）

1 保育所（園）等関係 ④

(3) 公立保育所の建替え	745,600千円
(対前年度比)	581,424千円減)
債務負担行為	19,000千円
(対前年度比)	15,000千円減)

老朽化した公立保育所の建替え・民営化にあたり、駐車場整備や遊具の整備に係る経費を助成するとともに、公立で建て替える保育所の所舎建設・基本設計を行う。

令和 8 年度開園（民営化）	神明
令和 8 年度開所（公立）	千城台西
令和 9 年度開所（公立）	長沼原
令和 9 年度開所（公立）	高洲第二・高浜第一
令和12年度開所（公立）	野呂

2 子育て支援関係（主なもの） ①

（1）病児・病後児保育（10→11か所）

病気回復期にあるため保育所等に通えない児童などを一時的に預かり、保護者の子育てと就労を支援する。

※R8拡充事業

感染症対応のために保育士を加配する施設に対し、委託料の加算を実施

198,366千円

（対前年度比 31,174千円増）

債務負担行為 8,000千円

（2）子育て支援コンシェルジュ

保育施設などの利用及び子育て支援全般に関する、よりきめ細やかな情報提供や相談受付の体制強化を図るため、子育て支援コンシェルジュを各区配置する。

31,269千円

（対前年度比 618千円増）

（3）地域子育て支援拠点施設の運営

乳幼児の健やかな育成を図るとともに、子育て家庭を支援するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談、情報の提供、助言、講座等の開催を行う。

子育て支援館 1か所 地域子育て支援センター 7か所
子育てリラックス館 12か所

274,812千円

（対前年度比 19,420千円増）

2 子育て支援関係（主なもの） ②

（4）幼稚園型一時預かり（2歳児） 583千円
（増減なし）

保育が必要な2歳児の受入を促進するため、一時預かりを実施する幼稚園に対して助成する。

対象園数 1園

受入人数 1人

（5）未就園児預かり 14,900千円
（対前年度比 2,000千円減）

保育所等に在籍しない2歳児などの集団生活を経験する機会の拡大及び専業主婦（夫）家庭等の育児負担を軽減するため、幼稚園等が実施する未就園児預かりに対して助成する。

2 子育て支援関係（主なもの） ③

（6）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

29,235千円

（対前年度比 14,108千円減）

保育所等に通所していない0歳6か月～満3歳未満児を一人当たり月10時間を上限に受入れを実施する事業者に対して助成する。

【事業者への委託料】

R6：一律850円/人/時間→R7:0歳児1,300円/人/時間 1歳児1,100円/人/時間 2歳児900円/人/時間

（7）保育所等における性被害防止対策に係る設備支援

6,625千円

（対前年度比 9,475千円減）

保育所等におけるこどもの性被害防止対策のため、プライバシー保護を図るパーテーション設置等に対して助成する。

※令和7年度から保育対策総合支援事業費補助金の保育環境改善等事業に位置付けられ、実施することとなった。

3 その他 ①基準の改正について

国において、令和8年度に保育所、認定こども園等に関する基準府令を改正する動きがあるため、今後の主な改正内容について、施設への影響が大きいと考えられるものをご連絡いたします。

現時点において、国の府令や通知等が発出されていないことから、詳細については今後、確認し改めてご連絡いたします。

なお、これらの改正に伴う各施設等の基準条例については、関係府令等が公布された後、速やかに改正する予定です。

(1) 3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の終期設定

<改正内容>

- ・3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間が令和9年度末までとされる。

<関係する施設等>

保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業、認定こども園

<公布日・施行日>

公布日：令和8年3月16日 施行日：令和8年4月1日

3 その他 ①基準の改正について

(2) みなし保育士の拡充

<改正内容>

・今まで保健師、看護師及び准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができたが、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員」を1人に限り、保育士とみなすことができるようにする。

※配置基準に関する考え方の詳細は、国からの通知等により確認し、改めて周知する。

<関係する施設等>

保育所、地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業）、認定こども園

<公布日・施行日>

公布日：令和8年3月16日 施行日：令和8年4月1日

※市が条例を制定するまでの期間については、国の基準を市の基準とする経過措置が設けられる。

3 その他 ①基準の改正について

(3) こども性暴力防止法への対応

<改正内容>

・こども性暴力防止法の施行に対応するため、各施設に対し、**児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認やその他必要な措置を講じる**ことを**新たに規定**する。

<関係する施設等>

保育所、地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業）、認定こども園、乳児等通園支援事業

<公布日・施行日>

公布日：令和7年12月25日 施行日：令和8年12月25日

※基準府令等は、**既に公布されている**ことから、国が策定したガイドラインなどをご確認し、対応漏れがないようにお願いいたします。

【主な必要事項】

- ① 児童対象性暴力等対処規程（行動のルール）を策定すること ※ひな型あり
- ② 情報管理規程（情報のルール）を策定すること ※ひな型あり
- ③ 就業規則を整備すること ※ひな型あり
- ④ 管理責任者・相談窓口を明確に定めること <ひな型等のURL>
- ⑤ 規程を全従事者に周知すること <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>
- ⑥ 犯罪事実確認制度を理解すること
- ⑦ GビズID登録を行うこと（～令和8年4月末まで） ※別途、ご連絡致します。
- ⑧ こども性暴力防止法関連システムのアカウント、事業者登録を行うこと（～令和8年6月末まで）

3 その他 ①基準の改正について

(4) 学級編制の変更及び主務保育教諭等の創設

<改正内容>

- ・1学級の園児数を35人以下から30人以下とする。
- ・学級ごとに1人以上置かなければならないとしている担当する専任の保育教諭について、今までの主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭に加え、主務保育教諭を加える。

<関係する施設等>

認定こども園

<公布日・施行日>

公布日：令和8年3月2日 施行日：令和8年4月1日

※学級編成に係る改正については、令和14年3月31日までの経過措置が設けられる。

3 その他 ②

(1) 保育所等における継続的な経営情報の見える化について

こども家庭庁の第13回子ども・子育て支援等分科会（令和7年12月23日（火））の資料にて下記の記載があり、
ここのdeサーチの入力について、ご確認いただき、未入力の場合は、ご対応をお願い致します。

「経営情報等の報告を行っていない場合」の減算の創設【全施設・事業所】

子ども・子育て支援法第58条第2項に基づき、施設・事業所は、**毎事業年度終了後5か月以内に経営情報等を都道府県に報告（ここのdeサーチにおいて公表）する必要**があるところ、同項に基づく「経営情報等の報告を行っていない場合」の減算を創設し、**報告を行っていない場合や、報告内容の修正の指摘に対して概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされない場合に、基本分単価から減算を行う（令和8年7月から適用）**

□ システムのログインURL:<https://www.wam.go.jp/kodomo/>

□ ヘルプデスク

【電話番号】0570-000-632

【ログイン・パスワード関連照会の電話番号】03-3438-0233

※いずれも受付時間は平日9:00～17:00です。

※IDがご不明の場合は、幼保支援課にご連絡をお願いします。

□ お問い合わせ送信フォーム:

<https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/kdmsysjinq.nsf/flnquiry?Open>

3 その他 ②

(2) 「安全計画の策定等をしていない場合」の減算の創設について

- 保育所等は、令和5年4月より**当該保育所等を利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画を策定**しなければなりません。
- 安全計画では、①施設・設備の安全点検計画 ②安全に関する教育・指導計画 ③研修・訓練の実施計画 ④園外活動や送迎時の安全確保計画 ⑤事故発生時の対応や再発防止策



子どもの安全を守るため、1年間の安全確保の取組を計画的に整理したもので、重要な文書ですが、**「安全計画の策定等をしていない場合」の減算が創設され、令和8年7月から適用**されるとのこと。
減算適用期間は、**未策定の場合は策定された日の属する月まで適用**され、**計画に定める内容が実施されていない状況が1年継続した日の翌月から、当該状況が解消した日が属する月まで適用**され、**減算額は1,350円/月**

【参考】国事務連絡・安全計画の参考例

※説明会終了後に編集可能な媒体で参考例を送付致します。

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/d7e254d2/20230401_policies_hoiku_10.pdf

3 その他 ②

(3) 保育士特定登録取消者管理システムの活用について

こどもまんなか
こども家庭庁

保育士特定登録取消者管理システムの活用の義務

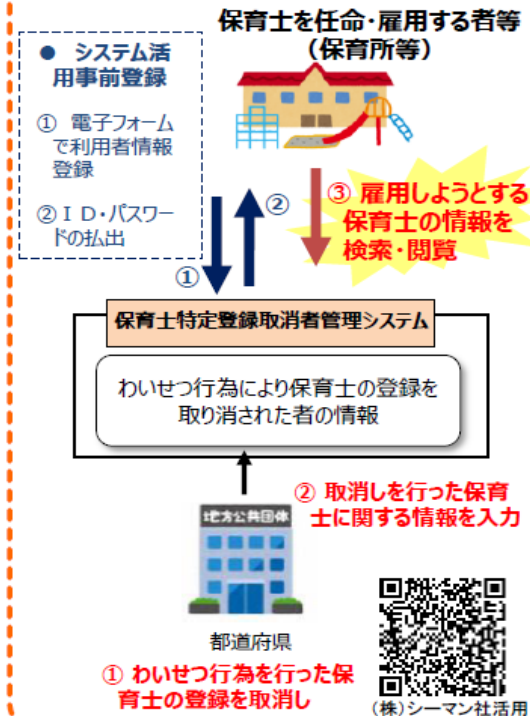
重要

令和6年4月より、こどもに関わる業務を行う施設等において、**保育士を任命・雇用しようとするときは保育士特定登録取消者管理システムを活用することが義務付けられています!!**

※システムへの登録がお済でない場合は所管の自治体までお問い合わせください。

対象となる職	保育士 ※ 保育士登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者
対象施設・事業者	保育士を任命又は雇用する者 ※ 保育士を置くこと等が法令上明らかであり、所轄庁による指導監督権限が及び施設・事業所（別紙参照）
データベースに掲載・表示される情報	児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等の以下の情報 ※ 氏名、生年月日、登録番号、取消年月日、取消事由、児童生徒性暴力等の類型等
確認後の対応	各事業者で適切に判断。 ※ データベースから得た情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認や、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。
データベースの利用方法	対象施設・事業者の採用責任者がデータベースを検索して利用 ※ 但し、必ずしも継続的ではなく保育士を任命・雇用する施設等であって、法令に基づき所轄庁へ毎年度の運営状況報告を行うものについては、個別の申請に応じてこども家庭庁がデータベースを検索し結果を回答。
取消情報の掲載期間	少なくとも40年間 （「保育士」が登録資格となった平成15年11月まで遡って掲載）
情報管理	罰則を含め、個人情報保護法に基づいて担保

利用イメージ



システムの利用者情報登録を行っていない施設・事業所におかれましては、「保育士特定登録取消者管理システム利用者情報登録のURLについて（周知）」（令和6年3月11日付事務連絡）に記載されている利用者情報登録用URLから利用者情報登録を行ってください。事務連絡をお持ちでない場合は幼保支援課宛てにお問い合わせください。

予算の概要について

幼保指導課

保育士等の確保等 ①

(1) 保育士等の確保

① 潜在保育士・看護師再就職支援 1,060千円 (▲440千円減)

増加する保育需要に対応するため、潜在保育士・看護師の再就職を支援する。

【参考】令和7年度：潜在保育士・看護師再就職支援研修をeラーニング方式による動画配信にて実施

担当：保育の質向上班（245-5731）

② 保育士養成施設新卒者の確保 60千円（増減なし）

増加する保育士需要に対応するため、保育士養成施設で学生を対象とした出張説明会を実施し、千葉市を就職先の選択肢に加えてもらう。

担当：人事管理班（245-3188）

保育士等の確保等 ②

(2) 保育の質の確保・向上

① ちばし幼児教育・保育人材支援センター運営

20,000千円（増減なし）

幼児教育・保育人材の資質向上、離職防止のための拠点機能を担うセンターを令和6年4月に開設。

担当：保育の質向上班（245-5731）

② 公立保育所外国人児童・保護者対応職員配置

12,732千円（508千円増）

外国人児童・保護者及び保育者の負担軽減を図るため、日本語が堪能でない外国人児童・保護者に対応する通訳事務兼保育補助員の会計年度任用職員を配置する。

※ 民間園への派遣を実施。

担当：人事管理班（245-3188）

保育士等の確保等 ③

③ 監査・巡回指導体制

57,344千円（3,522千円増）

保育士・栄養士・看護師資格を持つ嘱託職員による巡回・指導等を行う。

担当：指導班（245-5727）

④ 令和8年度幼保指導課主催研修について

どの園においても同じ質の保育を提供できるよう、公立保育所、民間保育園、認可外保育施設職員、地域型保育事業施設職員に対し、職種・専門分野の研修を実施する。

※令和8年度の研修日程については、令和8年5月頃決定予定。

担当：指導班（245-5727）

予算の概要について

幼保運営課

- 1 運営費（給付費）について
- 2 処遇改善等加算について
- 3 補助金について
- 4 今後の予定

1 運営費（給付費）について ①

令和8年度公定価格における見直しについて

国の令和8年度予算概要において、給付費の加算に関して下記のとおり取り扱うことが示されました。詳細な情報については国から連絡があり次第、お知らせいたします。

・学級編成調整加配の見直し（幼稚園・認定こども園）

令和8年4月1日から学級の幼児数が35人以下から30人以下になることに伴い、公定価格における学級編成調整加配の対象について、現行の「36人以上」の下限が「31人以上」に見直される見込み。

・安全計画の策定等を行っていない場合の減算の創設（全類型）

安全計画を策定していない場合や、研修・訓練の定期的な実施、定期的な計画の見直しの検討を行っていない場合の減算項目が創設され、令和8年7月から適用される見込み。

・施設機能強化推進費加算について（全類型）

加算要件について、事業実施や乳幼児の利用等の複数要件を廃止し、単価設定について施設の規模を踏まえ、施設型と地域型で区分し単価の調整が行われる見込み。

・保育所等におけるこども誰でも通園制度の実施促進のための各種加算の見直し（幼稚園・保育所、認定こども園）

主幹教諭等専任加算、主任保育士専任加算、事務職員雇上費加算、高齢者等活躍促進加算及び主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合の減算の、複数事業等実施要件について、乳児等通園支援事業の実施を選択肢の一つに追加する。

1 運営費（給付費）について ②

・療育支援加算の見直し【全類型】

現在の主任保育士等の代替職員を配置する費用とは別の区分として、新たに専門職※を配置するための費用を算定できる新たな区分が設定される見込み。

また、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業についても、専門職を配置する場合の「療育支援加算」が新たに創設される見込み。

加算額や趣旨等を踏まえ、配置基準補助金、施設運営費補助金との調整について今後検討予定。

※専門職：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理職、保健師、看護師、准看護師又は障害児の療育及び助言の経験が5年以上の者など。（看護師、准看護師は医療的ケア児を受け入れる場合に限る）

・経営情報等の報告を行っていない場合の減算の創設【全類型】

ここdeサーチにおいて、毎事業年度終了後5か月以内に「経営情報等」を公表することが、令和7年度より義務付けられており、この報告を行っていない場合の減算項目が新設される見込み。

・障害児保育の充実のための保育士みなし特例【保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業】

専門職（理学療法士、作業療法士など）を保育士としてみなして配置できるよう特例が整備される見込み。

すでに保育所等で看護師等をみなし保育士としている特例との調整については、国からの通知により別途確認予定。

千葉市での配置、給付費・補助金運用については、詳細を把握次第検討し、別途ご連絡いたします。

・定員21～40人の保育所等の調理体制の充実【保育所・認定こども園】

定員40人以下の保育所及び認定こども園の基本分単価において、調理員1名（常勤職員）を配置しているところ、

定員21人から40人までの定員規模の施設に、繁忙時間帯に追加の調理員（非常勤職員）を配置する費用を積算する方向で検討予定。

2 処遇改善等加算について ①

処遇改善等加算（区分1・2・3） 運営費（給付費）に含まれる

区分1 (基礎分) : 職員の賃金の勤続年数等を基準として行う昇給等に要する費用。
⇒民間保育園等に勤務するすべての職員を対象とした処遇改善

区分2 (賃金改善分) : 職員の賃金改善に要する費用。
⇒民間保育園等に勤務するすべての職員を対象とした処遇改善

区分3 (質の向上分) : 「副主任保育士」や「職務分野別リーダー」等を設けることにより、職員育成と質の向上に要する費用
⇒経験年数が概ね7年以上かつ、研修修了要件を満たす副主任保育士等に対し、月額4万円以内、
経験年数が概ね3年以上かつ、研修修了要件を満たす職員に対し、月額5千円～副主任保育士
等の改善額の最も低い額

2 処遇改善等加算について ②

処遇改善等加算区分3 申請要件 運営費（給付費）に含まれる

令和8年4月1日時点で特定の研修修了者を1名以上確保していること。
研修修了要件について、段階的に適用されていたが、令和8年度から完全適用

⇒令和8年度の必要研修修了数：（下記の研修数を令和8年4月1日までに修了していること）

- 副主任保育士・中核リーダー等（A）： **4分野以上**
- 職務分野別リーダー・若手リーダー等（B）： 1分野以上



【加算金額の支給に係る注意事項】

令和8年度4月以降の給付費には、一旦、前年度に認定した処遇区分3認定通知（R7.11月末に各園へ発送）に基づいた加算人数で引き続き支給いたしますが、令和8年度の申請時に、申請要件を満たしていることが確認できなかった場合は、支給済みの加算金額について、3か月精算もしくは年間精算（翌年4月頃）にて遡及して調整させていただきます。

2 処遇改善等加算について ③

処遇改善等加算における人勧分（当年度）について

公定価格において、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、算定の基礎となる職員の人件費が、令和7年4月に遡り+5.3%程度引き上げられました。

今回の改定分（人勧分（当年度））は、令和8年5月の給付費年間精算時に各園へ支給する予定です。

なお、この人勧分（当年度）はすべて人件費であることから、法定福利費等の事業主負担分を除いた全額を、迅速かつ確実に一時金等により、職員へ支払うことが求められています。人勧分（当年度）の算出方法は以下のとおりです。

●算出方法

$$\begin{aligned} & \text{【改定後の単価による給付費の総額（運営継続臨時加算を除く）】} - \text{【改定前の単価による給付費の総額】} \\ & = \text{人勧分（当年度）} \end{aligned}$$

人勧分（当年度）の額は、令和7年度処遇改善等加算の実績額のご案内と併せ、令和8年3月上旬に全園（R8新規園を除く）へ周知予定です。

※ 区分1・2・3の実績額は改定前の単価（当初単価）で算出します。

2 処遇改善等加算について ④

処遇改善等加算 新規園向け説明資料について

新規園向けに配布された資料の内容をご確認いただき、ご不明点等ございましたら、下記担当までご連絡ください。

(問い合わせ先) 幼保運営課 助成第二班 由良 ☎ 043-245-5735 ✉ unei-josei@city.chiba.lg.jp

処遇年間スケジュール (予定)

※ 過去のスケジュールに基づいた予定です。時期が前後する可能性があります。

園への依頼事項	依頼予定時期	備考
処遇基礎分	令和8年4月	全園に依頼
前年度実績報告	令和8年8月	新規園は対象外
処遇改善等加算申請書	令和8年10月	全園に依頼

処遇に関する市からの通知	通知予定時期	備考
区分1・2見込み額のご案内	令和8年9月	
区分3認定通知	令和8年12月	
区分1・2実績額のご案内	令和9年3月	人勧分の実績額も記載予定

3 補助金について ① 【補助金交付に係る注意事項】

- 補助金の受給には、原則として「事業着手前に交付決定」を受けることが必要です。
- 事業を開始した後にお問い合わせをいただいた場合、補助金を支出できない場合がありますので、ご注意ください。
- 補助金ごとに手続き期限をご案内しておりますが、期限を過ぎると他園あての補助金支出にも影響しますので、手続き期限は厳守でお願いします。

3 補助金について ② 【補助金対象施設一覧】

補助金名	保育園	認定こども園	給付型幼稚園	小規模保育事業所	家庭的保育事業所	事業所内保育事業所	居宅訪問型保育
保育士等給与改善事業	○	○	×	○	○	○	○
保育士等配置基準補助金	○	○	×	×	×	×	×
要配慮保育費※1	×	×	×	○	○	○	○
施設賠償責任保険料※1	○	×	×	×	×	×	×
寝具乾燥費※1	○	○	×	○	×※4	○※5	×
緊急通報装置※1	○	○	○	○	×※4	○	×
内科・歯科健康診断費※1	○	○	×	×	×	×	×
日本スポーツ振興センター災害共済掛金※1	○	○	○	○	○	○※5	×
使用済み紙おむつ処理経費等補助事業※1	○	○	×	○	○	○	×
保育士等宿舍借り上げ支援事業	○	○	×	○	○	○	×
一時預かり事業	○	○	×	○	○	○	×
延長保育事業	○	○	×	○	○	○	○
研修代替職員助成	○	○	×	○	○	○	×
休日保育事業	○	○	×	○	○	○	×
実費徴収に係る補足給付事業	○	○	○	○	○	○	×
産休代替職員雇用費	○	○	○	○	○	○	×
物価高騰にかかる給食費補助	○	○	○	○	○	○	○
I C T化推進事業	○	○※3	×	○	○	○	×
事故防止推進事業※2	○	○※3	×	○	○	○	×
医療的ケアに係る備品等支援事業	○	○	×	○	○	○	×

3 補助金について ③ 【保育士等給与改善事業（千葉市手当） 1/3】

趣旨

保育士等の確保及び就業継続を図るため、保育士等の給与改善に要する経費を補助する。

補助対象施設

処遇改善加算を受けた保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

補助対象経費

- ① 職員の給与改善に要する経費（給与改善に伴い増加する法定福利費の社会法人等負担分を経費に含めることができる）
- ② 上限額 1人当たり月額4万円

保育士確保の観点から、可能な限り各園における手当額の引き上げにご協力をお願いします

3 補助金について ④ 【保育士等給与改善事業（千葉市手当） 2/3】

補助対象職員

保育業務に1日6時間以上かつ月20日以上従事している下記職員（要件を満たしていれば兼務可）

保育士

保育教諭

幼保連携型認定こども園において、幼稚園教諭の普通免許状又は保育士資格のどちらかを有しており、特例により保育教諭となる者を含む。
なお、特例は令和12(2030)年3月31日まで。

幼稚園教諭

幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園において、給付費上の職員定数に算定できる職員に限る。

みなし保育士

条例の規定により保育士とみなされる、保健師、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭及び市長が幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者。

保育士資格を有する園長、校長、管理者、その他市長が認める者

給付費上の職員定数に算定できる職員。
幼稚園教諭普通免許状を有する副園長、教頭は保育教諭又は幼稚園教諭となる。

3 補助金について ⑤ 【保育士等給与改善事業（千葉市手当） 3/3】

R7 → R8 の変更点

先般よりお伝えしているとおり、**保育業務とその他業務（事務や調理等）を兼務している職員**について、**令和8年度からは例外なく「保育業務に1日6時間以上かつ月20日以上従事している」必要**があります。
(令和6年度に支給対象としていた職員に対する経過措置は令和7年度で終了。)

申請にあたっての留意事項

- ① 対象となる職員は、補助対象職員に記載の「保育業務に1日6時間以上かつ月20日以上従事している職員」です。
例えば、1日の勤務時間のうち2時間事務 & 5時間保育業務従事している職員は対象外です。
- ② 正規職員か非正規職員かは問いません。

	R6年度	R7年度	R8年度～
補助対象	保育業務に従事していれば兼務も可 ※○時間以上保育業務に従事といった要件はなし	保育業務に1日6時間以上かつ月20日以上従事していれば兼務も可 ※R6時点で支給している者等は経過措置として左記同様とする	保育業務に1日6時間以上かつ月20日以上従事していれば兼務も可
交付申請実績報告	兼務している場合は、「③職員名簿」の備考欄に「保育及び事務」等と記載	兼務している職員のうち、経過措置の対象となる者は、「③職員名簿」の備考欄に「保育及び事務」等と記載	備考欄への記載不要

3 補助金について ⑥ 【保育士等配置基準補助金 1/2】

趣旨

給付費上の職員定数を超えて、保育士等を配置する園に対し、人件費の補助を行う。

補助対象施設

職員定数のほか、公定価格における各加算分を超えて保育士等を配置する保育園、認定こども園

補助対象経費

- ① 職員定数のほか、公定価格における各加算分を超えて保育士等を配置するために要する経費。
- ② 令和8年度の補助単価は右表のとおり。

単価増の理由：

- ア 給与改定等に伴う給料表の改定
- イ 給与改定等に伴う期末・勤勉手当の支給月数の改定

種類	令和7年度単価	令和8年度単価	備考
① 基本加算分1	2,590千円	2,798千円	合計で最大4人工分取得可。 4人工 = ①+②+③+④ OR ①+②+④+⑤ 3人工 = ①+②+③ OR ①+②+④ OR ①+④+⑤ 2人工 = ①+② OR ①+④ ①～③を取得している場合のみ取得可。例外的に①に先んじて取得可。 ①～③を取得している場合のみ取得可。最大2人工取得可。
② 基本加算分2	3,935千円	4,142千円	
③ 基本加算分3	3,935千円	4,142千円	
④ 一般加算分1	2,663千円	2,834千円	
⑤ 一般加算分2	2,663千円	2,834千円	
⑥ 特定加算分1	3,256千円	3,464千円	
⑦ 特定加算分2	3,256千円	3,464千円	

3 補助金について ⑦ 【保育士等配置基準補助金 2/2】

公定価格加算分について（補助額を調整）

- ① 「こども未来戦略」を踏まえた職員配置基準の改善に伴い、
4歳以上児配置改善加算額 及び 1歳児配置改善加算額相当額 を補助額から差し引く。
- ② 療育支援加算の見直しに伴う取扱いについては、今後検討のうえ、別途周知。

	開始時期	計算方法
4歳以上児配置改善加算	令和6年4月	A : 4・5歳児児童数 × B : 加算単価 A 各月の初日現在の入所児童数（管外受託の児童を含む） B 各園ごとの加算単価のうちの基本単価分のみ 各月ごとに計算し、12か月分を合算する。
1歳児配置改善加算	令和7年4月	A : 1歳児児童数 × B : 加算単価 A 各月の初日現在の入所児童数（管外受託の児童を含む） B 各園ごとの加算単価のうちの基本単価分のみ 各月ごとに計算し、12か月分を合算する。

3 補助金について ⑧ 【運営費等改善事業補助金 1/2】

趣旨

入所児童に対する安全・生活に配慮した良好な運営を図ることを目的に、施設運営等に要する経費に対し補助する。

補助対象施設・対象経費等

対象事業	対象施設※							対象経費	補助単価等
	保育	認可	給幼	小	家庭	事	居宅		
① 要配慮保育費	×	×	×	○	○	○	○	千葉県要配慮保育実施要綱第2条に規定する対象児童の保育を実施する職員配置に伴う人件費	(例1) 小規模保育施設(A型)・要配慮受入1歳児1人・加算率15%の場合： 月額 85,726円 (271,334円-185,608円) (例2) 小規模保育施設(A型)・医療的ケア受入1歳児1人で看護師を配置・加算率15%の場合：月額 156,559円 (342,167円-185,608円)
② 施設賠償責任保険料	○	×	×	×	×	×	×	入所児童の賠償責任保険加入に伴う経費	74.57円 (1人あたり)
③ 寝具乾燥費	○	○	×	○	×	○	×	寝具乾燥に伴う経費 (事業所内保育は地域枠のみ対象)	布団代187円 掛布団99円 毛布55円 (令和8年度公立保育所の補助単価を適用) 年8回×児童数
④ 緊急通報装置	○	○	○	○	×	○	×	児童の安全管理等に要する委託経費	月額6,000円 ※夜間・休日のみ稼働する装置の場合は補助対象外
⑤ 内科・歯科健康診断費	○	○	×	×	×	×	×	児童の健康診断及び健康指導に要する経費	園ごとの入所児童数に応じて補助
⑥ 日本スポーツ振興センター災害共済掛金	○	○	○	○	○	○	×	独立行政法人日本スポーツ振興センター法に定める共済掛金 (事業所内保育は地域枠のみ対象)	(保護者負担額：年額) 一般階層：131円、A・B階層：0円
⑦ 使用済み紙おむつ処理経費等補助事業	○	○	×	○	○	○	×	使用済み紙おむつの処理及び布おむつのリース等に要する経費	375円 (3歳未満児1人あたり月額)

※ 保育 = 保育園、認可 = 認定こども園、給幼 = 給付型幼稚園、小 = 小規模保育事業所、家庭 = 家庭的保育事業所、事 = 事業所内保育事業所 (③と⑥は地域枠のみ対象)、居宅 = 居宅訪問型保育事業所

3 補助金について ⑨ 【運営費等改善事業補助金 2/2】

R7 → R8 の変更点

① 一部項目における補助金額の変更

- ア 寝具乾燥費 : 布団代165円→187円
- イ 使用済紙おむつ処理経費等 : 350円→375円

② 療育支援加算の見直しに伴う取扱いについては、今後検討のうえ、別途周知。

申請にあたっての留意事項

- ① 園の種類（保育園、認定こども園等）により、補助事業ごとに補助適用の有無が異なります。
- ② 対象となる児童は一般入所・入園の児童のみです。
（一時預かりの児童、事業所内保育事業所の従業員枠の児童分は対象外）
- ③ 各補助事業における契約書や請求書、領収書等は補助金の請求に必要です。大切に保管をお願いします。
- ④ 管外受託児童分については、原則、当該児童の居住市区町村あて請求してください。
（具体的な取扱いについては、請求の時期にご案内します。）

3 補助金について ⑩ 【保育士等宿舍借り上げ支援事業 1/4】

趣旨

保育士等の宿舍借り上げを行う運営事業者に対し、借り上げに係る費用の一部補助を補助する。

補助対象施設

保育園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、
保育ルーム、企業主導型保育事業所

補助対象経費

- ① 上限額 : 1人あたり月額6万5千円に4分の3を乗じた額（1人あたり最大48,750円/月）
- ② 対象費用 : 賃借料 + 共益費（管理費） + 礼金 OR 更新料（礼金及び更新料は契約期間の月数で分割した額）
※ 上記以外の名目の費用は補助対象外（敷金、駐車場使用料、各種手数料、各種保険料、自治会費など）

3 補助金について ⑪ 【保育士等宿舎借り上げ支援事業 2/4】

補助対象保育士等

以下①～④の要件を全て満たす方。ただし、施設長・園長を除く。

- ① 職種 : 千葉市内の補助対象施設に勤務し、保育業務に従事する保育士、看護師、准看護師、保健師
- ② 勤務状況 : 1日6時間以上かつ月20日以上の勤務（正規・非正規は問わない）
- ③ 雇用年度 : 運営者が保育士等として採用した日が属する会計年度から起算して5年目まで※の者
※令和8年度見込み。令和6年度以前から継続の対象者には経過措置がある予定。
- ④ その他 : 本補助を利用したことがある法人等を令和7年4月1日以降に退職したことがない者
（施設の所在地が千葉市内か市外かは問わない）

補助対象の宿舎

以下①～③の要件を全て満たす住居。ただし、法人や理事・役員等利害関係者が所有・賃貸する住居を除く。

- ① 雇用する保育士等を居住させる目的で、補助対象施設を運営する事業者が借り上げている住居
- ② 原則として千葉市内に所在する住居
- ③ 現に補助対象保育士等が居住している住居（住民票上の異動日をもって判断）

3 補助金について ⑫ 【保育士等宿舎借り上げ支援事業 3/4】

申請にあたっての留意事項

- ① 対象宿舎への入居の確認は住民票で行います。
補助開始日に住民票上の住所が移っていることを必ず確認し、申請してください。日割り計算にご注意ください。
- ② 対象者の範囲について、次ページの早見表でよくご確認ください。
また、国制度の改正により、令和7年度から「1人1回限り」の要件が追加されておりますので、新規採用者等については、他自治体を含めた過去の利用状況をよく確認し、申請してください。
※ 本事業を利用した法人等（千葉市以外を含む）を令和7年4月1日以降に退職したことがある者は、退職以降は本事業の対象外となりますのでご注意ください。
- ③ 休職期間中であっても、雇用が継続している場合は本事業の対象とすることが可能です。

参考：②「1人1回限り」例示

	R7.3.31	R7.4.1	R8.3.31	R8.4.1
		A法人で利用○		
	A法人で利用○			
	A法人で利用	B法人で利用○		C法人で利用×
A法人で利用○			B法人で利用○	C法人で利用×
A法人で利用○			B法人で利用×	※

※ A法人での本事業の利用をR7.3.31以前に終了し、同法人をR7.4.1以降に退職した場合も、B法人での利用はできません。 43

3 補助金について ⑬ 【保育士等宿舎借り上げ支援事業 4/4】

令和8年度補助対象者・補助基準額の早見表（現時点の見込み）

雇用開始年度（ヨコ軸）と補助開始年度（タテ軸）の交わる部分から「補助対象の可否」、「補助基準額」、「補助終了見込年度」を確認いただけます。

			【ヨコ軸】雇用開始年度									
			H29年度 2017年度 (10年目)	H30年度 2018年度 (9年目)	R元年度 2019年度 (8年目)	R2年度 2020年度 (7年目)	R3年度 2021年度 (6年目)	R4年度 2022年度 (5年目)	R5年度 2023年度 (4年目)	R6年度 2024年度 (3年目)	R7年度 2025年度 (2年目)	R8年度 2026年度 (1年目)
R8年度における雇用年数→												
(継続して補助を受けている場合における最初の補助を受けた年度) 【タテ軸】補助開始年度 (補助対象の雇用年数)	R元(2019)年度以前 (雇用開始から10年目まで)	R元年度以前から継続して同じ宿舎で補助を受けている	82,000円	82,000円	82,000円	—	—					
		R2年度以後に宿舎を変更(転居)した	65,000円	65,000円	65,000円	—	—					
	R2(2020)年度 (雇用開始から10年目まで)		65,000円	65,000円	65,000円	65,000円	—					
	R3(2021)年度 (雇用開始から9年目まで)		対象外	65,000円	65,000円	65,000円	65,000円					
	R4(2022)年度 (雇用開始から8年目まで)		対象外	対象外	65,000円	65,000円	65,000円	65,000円	—	—	—	—
	R5(2023)年度 (雇用開始から7年目まで)		対象外	対象外	対象外	65,000円	65,000円	65,000円	65,000円	—	—	—
	R6(2024)年度 (雇用開始から6年目まで)		対象外	対象外	対象外	対象外	65,000円	65,000円	65,000円	65,000円	—	—
	R7(2025)年度 (雇用開始から5年目まで)		対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	65,000円	65,000円	65,000円	65,000円	—
	R8(2026)年度 (雇用開始から5年目まで)		対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	65,000円	65,000円	65,000円	65,000円	65,000円

【対象者は、他に以下の要件を満たす必要があります。】

- ・保育に従事する保育士、看護師、准看護師、保健師であること（施設長、園長等は対象外）
- ・常勤の者（継続して1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者）であること
- ・本人及び同居する者が別に住宅手当等を受けていないこと
- ・【R7からの新要件】本補助を利用した法人等をR7.4.1以降に退職したことがないこと（1人1回限り）

※「雇用開始年度」は、園を運営する法人に最初に雇用された年度です。現在の勤務先の園に勤務し始めた年度ではありませんので、異動等で勤務先の園が変わった場合も雇用開始年度は変わりません。

※「補助開始年度」は、雇用されている法人で継続して借り上げ宿舎を利用（間を空けず宿舎を変更した場合も継続とみなします。）し補助を受けている場合の、最初に補助を受け始めた年度です。

3 補助金について ⑭ 【一時預かり事業 1/3】

趣旨

一時預かり事業を実施する運営事業者に対し、実施に要する経費について補助する。

補助対象施設

事業の実施認定を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所

R7 → R8 の変更点

使用済紙おむつ処理経費等加算の増 : 14円→15円

申請にあたっての留意事項

- ① 一時預かりの人件費として算定に含めることができるのは、給付費に含まれない職員分です。
- ② 同一の保育士が通常保育と一時預かりを兼務している場合、通常保育に従事している時間分は、一時預かりの事業では申請できません。

3 補助金について ⑮ 【一時預かり事業 2/3】

補助対象経費

補助対象経費の総額から寄付金その他の収入額を控除した額と、要綱に基づき算出した額とを比較して、いずれか低い額

種類	補助対象経費	交付時期	運営費							開設準備経費
			基本分	加算分						
				生活保護 世帯減免 分	要配慮保育 対象児童 受け入れ分	使用済み紙 おむつ処理経 費等	基幹型実 施施設	運営支援	利用児童	
一般型、 基幹型	余裕活用型施設でない施設 人件費、消耗品費、印刷製本費、賄材料費、通信運搬費、委託料、備品購入費、火災保険料、光熱水費、開設準備経費、使用済み紙おむつの処理等に要する経費、その他経費	9月、 5月	年間延べ利用児童数により定められた額	○	○	○	△ 基幹型のみ	○ R6追加 キャンセル時の人件費等の補填	○ R6追加 必要な配置基準に応じた人件費の助成	当該年度中に支払われた、開設に要した改修費等
余裕活用型	実施施設の利用定員の範囲内で、不定期利用児童を受け入れ 人件費、消耗品費、印刷製本費、賄材料費、通信運搬費、委託料、備品購入費、火災保険料、光熱水費、使用済み紙おむつの処理等に要する経費、その他経費	5月	1か所当たり年額 2,600円 × 年間延べ利用児童数	○	○	○	—	—	—	—

一時預かり事業の実施園募集中

千葉市では現在、
一時預かりを実施して下さる
園が不足しています。

仕事や求職活動、
通院や介護、
育児疲れで少し休みたいとき、
安心して子どもを預けられる
場所を必要としているご家庭
があります。

一時預かり事業について

一般型	専用の保育室で、定期・不定期利用 児童を受け入れ
余裕活用型	実施施設の利用定員の範囲内で、 不定期利用児童を受け入れ
定期利用	月～土の午前8時～午後5時 土を除き、1時間延長保育有
不定期利用	月～金の午前8時～午後5時 土の午前8時～午後0時30分 原則延長保育なし
対象児童	生後3か月～就学前まで

実施のお問い合わせは
幼保運営課 本藤まで

千葉市幼保運営課
☎ 043-245-5726
✉ unei-josei@city.chiba.lg.jp

3 補助金について ⑰ 【延長保育事業 1/9】

趣旨

通常保育時間（8時間又は11時間）を超えて児童の保育（＝延長保育事業）を実施する際に、当該保育の実施に係る経費（主に人件費）を補助する。

(例)	7:00	9:00	17:00	18:00	20:00
標準時間認定児童	②推進分	通常保育（11時間）	②推進分	①延長保育	
短時間認定児童	③延長保育	通常保育（8時間）	③延長保育	①延長保育	

- ① 延長保育 （保育標準時間が7:00～18:00の場合）18時以降の保育に要した経費を補助
- ② 推進分 朝（7:00～9:00）と夕方（17:00～18:00）の保育標準時間認定児童の保育に要した人件費を補助
- ③ 短時間認定児童に係る延長保育 保育標準時間内で、短時間認定児童が延長保育となる3時間の保育に要した経費を補助

補助対象施設

延長保育に対する需要が高く一定の対象児童の入所が見込まれる保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

3 補助金について ⑱ 【延長保育事業 2/9】

月例報告書の提出にあたっての留意事項（翌月15日までに提出）

- ① 月例報告書は、添付資料を含め全てデータでの提出（エクセル、PDF）をお願いします。
紙原本やコピーした紙の提出は不要です。
- ② 利用があった月の分は提出が必須です（利用がなかった月については提出不要です）。
提出期限を過ぎてしまった場合、特段の連絡は不要ですので、データの提出をお願いします。

3 補助金について ⑱ 【延長保育事業 3/9】

補助対象経費（施設型）

① 延長保育事業（国基準に上乗せ補助）

補助基準額と実支出額を比較して低い方＋非常勤交通費

補助基準額：基本額＋加算額 ※土曜の延長保育実施園については、金額が上乗せされる。

ア 基本額 ※複数に該当する場合は、最大区分の算定基準額（補助上限額）を適用する。

補助要件 （年間平均利用児童数より算出）	区分	補助基準額 （年額）
延長保育を利用した児童が18:15の時点で年平均1人以上	30分	1,013,000円
延長保育を利用した児童が18:30の時点で年平均3人以上	1時間	2,310,000円
延長保育を利用した児童が19:30の時点で年平均3人以上	2時間	3,587,000円

イ 加算額 : 申込児童数から算出した配置基準数が3人以上となる場合、3人目からの人数×月額単価を加算

時間	月額単価
1時間	83,900円
2時間	117,500円

3 補助金について ⑳ 【延長保育事業 4/9】

補助対象経費（施設型）

② 短時間認定児童に係る延長保育事業（国基準どおり）

補助基準額と実支出額を比較して低い方 + 非常勤交通費

補助基準額：短時間認定児童数（平均）× 補助基準額

ア 短時間認定児童数（平均）

月初日に在籍している短時間認定児童数を12か月分合算して、12で割り返す。（端数は四捨五入）

イ 補助基準額 ※複数に該当する場合は、最大区分の算定基準額（補助上限額）を適用する。

補助要件	補助基準額 （年額）
30分以上延長保育を利用した短時間認定児童が年平均1人以上	21,200円
1時間30分以上延長保育を利用した短時間認定児童が年平均1人以上	42,400円
2時間30分以上延長保育を利用した短時間認定児童が年平均1人以上	63,600円

3 補助金について ⑳ 【延長保育事業 5/9】

補助対象経費（施設型）

③ 推進分（市単独補助）

補助基準額と実支出額を比較して低い方＋非常勤交通費から予算で定める額を差し引いた額

補助基準額：朝と夕方の平均利用児童数から配置基準数を算出。

ア 朝（7:00～9:00）

8:00の時点の平均利用児童数から導かれる配置基準数（毎月算出） × 80,500円（月額）

イ 夕方（16:30～18:00）

17:00の時点の平均利用児童数から導かれる配置基準数（毎月算出）

× 46,200円（月額、常勤職員2人まで）

60,400円（月額、常勤職員3人目から、非常勤職員）

3 補助金について ②② 【延長保育事業 6/9】

補助対象経費（地域型）

① 延長保育事業（国基準に上乗せ補助）

補助基準額と実支出額を比較して低い方＋非常勤交通費

ア 小規模保育事業所

a 給食（昼食）を自園調理 または 連携施設から搬入している施設

補助要件 （年間平均利用児童数より算出）	補助基準額（年額）		
	A型	B型	C型
15分以上延長保育を利用した児童が年平均1人以上	806,000円	806,000円	806,000円
30分以上延長保育を利用した児童が年平均3人以上	1,697,000円	1,697,000円	1,697,000円
1時間30分以上延長保育を利用した児童が年平均3人以上	2,173,000円	2,173,000円	2,173,000円

※ 複数に該当する場合は、最大区分の算定基準額（補助上限額）を適用する。

3 補助金について ⑳ 【延長保育事業 7/9】

補助対象経費（地域型）

b 給食（昼食）を外部搬入している施設

補助要件 （年間平均利用児童数より算出）	補助基準額（年額）		
	A型	B型	C型
15分以上延長保育を利用した児童が年平均1人以上	806,000円	806,000円	806,000円
30分以上延長保育を利用した児童が年平均3人以上	1,650,000円	1,650,000円	1,650,000円
1時間30分以上延長保育を利用した児童が年平均3人以上	2,018,000円	2,018,000円	2,018,000円

※ 複数に該当する場合は、最大区分の算定基準額（補助上限額）を適用する。

3 補助金について ②④ 【延長保育事業 8/9】

補助対象経費（地域型）

イ 事業所内事業所

a 給食（昼食）を自園調理 または 連携施設から搬入している施設

補助要件 （年間平均利用児童数より算出）	補助基準額（年額）		
	A型	B型	定員20人以上
15分以上延長保育を利用した児童が年平均1人以上	758,000円	758,000円	965,000円
30分以上延長保育を利用した児童が年平均3人以上	1,583,000円	1,583,000円	2,169,000円
1時間30分以上延長保育を利用した児童が年平均3人以上	2,032,000円	2,032,000円	3,366,000円

b 給食（昼食）を外部搬入している施設

補助要件 （年間平均利用児童数より算出）	補助基準額（年額）		
	A型	B型	定員20人以上
15分以上延長保育を利用した児童が年平均1人以上	758,000円	758,000円	965,000円
30分以上延長保育を利用した児童が年平均3人以上	1,540,000円	1,540,000円	1,956,000円
1時間30分以上延長保育を利用した児童が年平均3人以上	1,890,000円	1,890,000円	2,654,000円

※複数に該当する場合は、最大区分の算定基準額（補助上限額）を適用する。

3 補助金について ②⑤ 【延長保育事業 9/9】

補助対象経費（地域型）

② 短時間認定児童に係る延長保育事業（国基準どおり） 短時間認定児童数（平均）× 補助基準額

ア 小規模保育事業所

補助要件 (年間平均利用児童数より算出)	補助基準額（年額）	
	A型、B型	C型
30分以上延長保育を利用した短時間認定児童が年平均1人以上	14,000円	17,700円
1時間30分以上延長保育を利用した短時間認定児童が年平均1人以上	28,000円	35,400円
2時間30分以上延長保育を利用した短時間認定児童が年平均1人以上	42,000円	53,100円

イ 事業所内保育事業所

補助要件 (年間平均利用児童数より算出)	補助基準額（年額）	
	A型、B型	定員20人以上
30分以上延長保育を利用した短時間認定児童が年平均1人以上	12,900円	20,200円
1時間30分以上延長保育を利用した短時間認定児童が年平均1人以上	25,800円	40,400円
2時間30分以上延長保育を利用した短時間認定児童が年平均1人以上	38,700円	60,600円

※ 複数に該当する場合は、最大区分の算定基準額（補助上限額）を適用する。

3 補助金について ②6 【研修代替職員助成】

趣旨

サバティカル研修及びキャリアアップ研修の受講を促進するため、研修代替職員を雇用するための経費を補助する。
(公定価格で支弁される研修代替職員雇上げ費用に含まれる分は除く。)

補助対象施設

保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所

補助対象経費

補助単価 10,000円/7時間45分

申請にあたっての留意事項

当初交付申請依頼時に補助額が給付費内でおさまり、申請額が0円である場合でも、申請額が発生する場合に備えて年度末まで研修の記録をつけていただくようお願いします。

3 補助金について ②7 【休日保育事業 1/2】

趣旨

給付費（公定価格）の休日保育加算だけでは賄いきれない人件費等を補助する。

補助対象施設

事業の実施認定を受けた保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所

補助対象経費

給付費の休日保育加算額の50%を補助限度とする

申請にあたっての留意事項

- ① 交付申請依頼に先立って、令和8年度の休日保育に係る経費等を記入していただく「休日保育事業実績報告等シート」※の提出依頼をします。 ※ 補助対象となるかを判断するためのシートです。
- ② 「休日保育事業実績報告等シート」で減価償却費・賃料を計上する場合は、実際にかかった減価償却費・賃料から公的補助（減価償却費加算、賃借料加算等）を差し引いた額を経費として記入してください。

3 補助金について ②⑧ 【休日保育事業 2/2】

ニーズは約7,800人

休日保育事業の実施園募集中

千葉市には、
エッセンシャルワーカーなどで
休日保育を必要としている
保護者が大勢います。

給付費に加え、本市独自の
補助金をご用意しています。

お問い合わせは
幼保運営課 上田まで
☎ 043-245-5726
✉ unei-josei@city.chiba.lg.jp

休日保育事業について

実施日	日曜日、祝日、12月29日～12月31日の間（1月1日～1月3日を除く） 利用児童がない日は開園不要
実施時間	午前7時～午後6時
対象児童	生後3か月～就学前の、市内の保育所等（認可外除く）に在籍する 2号又は3号認定児童
利用料	無料（通常の保育料に含まれているため、金銭のやりとりはありません）
補助金	・補助対象経費が給付費の休日保育加算額を超える場合に、 補助対象経費から休日保育加算額を差し引いた額を支給する。 ・補助限度額 給付費の休日保育加算額の50%を補助限度とする

3 補助金について ②9 【実費徴収に係る補足給付事業 1/2】

趣旨

各園が保護者より実費徴収している、園で使用する日用品・文房具等の購入費や行事への参加費等を、利用者負担階層がA階層の方を対象として、一部を補助する。

補助対象施設

利用者負担階層がA階層の方が在籍している、保育園、認定こども園、給付型幼稚園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所

補助対象経費

補助単価 2,700円／月・人

3 補助金について ③〇 【実費徴収に係る補足給付事業 2/2】

申請にあたっての留意事項

- ① **対象物品** : 特定教育・保育施設の利用において**通常必要とされる経費**であって、**保護者に負担させることが適当と認められるもので、施設等が保護者から代金を徴収するものとして重要事項説明書に記載し、保護者の同意を得ているもの。**

例 制服、文房具、午睡用ふとん、おむつ、バス送迎費、遠足等の行事に係る交通費・入場料等

- ② **対象外物品** : **購入が任意のもの**

例 写真、卒園アルバム、DVD
PTAや保護者会の運営に要する費用
延長保育料、一時預かり保育料
主食費、副食費、補食費（おやつ）
教育・保育の質の向上を図るための費用（上乗せ徴収） ...水泳教室、体操教室等
自治体から助成を受けているもの※ ...ふとん乾燥代、保険料等

※ ただし、自治体からの助成を超える金額分は補足給付の対象となります

3 補助金について ③① 【産休代替職員雇用費】

趣旨

産休等代替職員の雇用に係る経費を補助する。

補助対象施設

保育園、認定こども園、給付型幼稚園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所

補助対象経費

補助単価 5,940円／日×勤務日数（雇用承認した期間の範囲内）

申請にあたっての留意事項

- ① 産休等に入る職員の産休等期間中の賃金又は給与の全額を、園から支給する必要があります。
- ② 産休等職員の代替として臨時的に雇用する職員が対象です。
- ③ 従前から雇用している職員を産休等代替職員としてこの補助金を申請することはできません。

3 補助金について ③② 【物価高騰にかかる給食費補助 1/2】

趣旨

昨今の物価高騰により、各園や保護者の負担が高まっていることを受け、従来どおりの栄養バランスや量を保った給食等が提供されるよう、令和8年度については、交付金を活用し給食費等を補助する。

補助対象施設

保育園、認定こども園、給付型幼稚園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型事業所、認可外保育施設

補助対象経費

- ① 3歳未満児：380円※¹ × 物価上昇率※² × 喫食予定日数 × 令和8年10月1日時点児童数
- ② 3歳以上児：258円 ※¹ × 物価上昇率※² × 喫食予定日数 × 令和8年10月1日時点児童数

※1 公立保育所の給食費における単価

※2 26.0%（R7上期：19.5%、R7下期：22.3%）

3 補助金について ③③ 【物価高騰にかかる給食費補助 2/2】

申請にあたっての留意事項

- ① 補助要件として、昨年度に引き続き、**補助対象期間において物価高騰に伴う給食費の値上げを実施しないこと** もしくは **値上げを実施する場合は本補助金の額を差し引いて実施すること** を予定しています。

なお、給食費の値上げを実施する場合は、利用者の同意取得や運営規程の変更手続きなどが必要ですので、値上げを検討されている場合は事前に幼保支援課あてご相談ください。

- ② **喫食予定日数について、土日祝日は、原則喫食予定日数から除外してください。土曜日に限り含めることが可能ですが、その場合は次の算式を参考に算出してください。**（児童により喫食予定日数が異なる場合も同様）

例) 年間の喫食予定日数が200日の児童が10人、250日の児童が10人いる場合、申請に利用する日数は225日

延べ喫食予定日数	:	(200日×10人)	+	(250日×10人)	=	4,500日 (A)
申請に利用する喫食予定日数	:	4,500日 (A)	÷	(10人+10人)	=	<u>225日</u>

3 補助金について ③④ 【ICT化推進事業補助金 1/2】

趣旨

保育所等における保育士の負担軽減を図り、保育の質を確保するため、保育士の負担となっている書類作成業務等の保育業務支援システム（登降園管理や保育計画の作成等）の導入や、外国籍児童の保護者とのやりとりに係る通訳、翻訳等のための機器の導入に必要な経費を支援する。

申請にあたっての留意事項

- ① 商品購入後に、見積書・納品書・領収書を提出できないというご相談を受けることがありますが、購入後のご相談ですと補助金を支出できなくなる可能性がありますので、必ずご購入前にご相談ください。
※ 補助金の受給には、原則として「事業着手前に交付決定」を受けることが必要です。
- ② 「事業着手前に交付決定」とは、見積書を添付して交付申請し、交付決定を受けた日以降に契約（購入の申込）を行うという意味合いです。特に同一の交付申請で複数の見積書を添付する場合はご注意ください。
- ③ 補助対象は、令和8年4月1日から令和9年3月31日に交付申請・契約・導入（納品）・支払いを完了させた経費。
※ 令和7年度に事業着手した経費について、令和8年度に申請することはできません。



3 補助金について ③⑤ 【ICT化推進事業補助金 2/2】

補助対象施設・対象経費等

対象事業	補助対象	補助対象園※	補助上限額
① 保育所等における業務のICT化を行うための保育業務支援システムの導入	保育業務支援システムの導入に要する購入費、リース料、保守料、工事費、通信費等 （システム導入に必要な端末の購入費用等を含む） A 保育に関する計画・記録に関する機能 B 園児の登園及び降園の管理に関する機能 C 保護者との連絡に関する機能 D キャッシュレス決済に関する機能	民間保育園 幼保連携型認定こども園 小規模保育事業所 事業所内保育事業所 家庭的保育事業所	1 機能の場合・・・1施設当たり20万円 （併せて端末購入等を行う場合：70万円） 2 機能の場合・・・1施設当たり40万円 （併せて端末購入等を行う場合：90万円） 3 機能の場合・・・1施設当たり60万円 （併せて端末購入等を行う場合：110万円） 4 機能の場合・・・1施設当たり80万円 （併せて端末購入等を行う場合：130万円）
② 多言語翻訳機の購入	多言語翻訳機の導入に要する購入費 （機器を利用するための環境設定費用等を含む）		1施設当たり 15万円
③ 認可外保育施設における業務のICT化を行うための保育業務支援システムの導入	保育業務支援システムの導入に要する購入費、リース料、保守料、工事費、通信費等 （システム導入に必要な端末の購入費用等を含む） A 保育に関する計画・記録に関する機能 B 園児の登園及び降園の管理に関する機能	認可外保育施設 （居宅訪問型を除く）	1施設当たり 20万円
④ 一時預かり事業の業務のICT化を行うための保育業務支援システムの導入	保育業務支援システムの導入に要する購入費、リース料、保守料、工事費、通信費等 （システム導入に必要な端末の購入費用等を含む） ※ 機能要件有	一時預かり事業を実施する事業所	1施設当たり 100万円
⑤ 乳児等通園支援事業所におけるICT機器の導入	ICT機器の導入に要する購入費、リース料、保守料、工事費、通信費等		1施設当たり 20万円

※ 過去に本事業を利用した園は対象外

3 補助金について ③⑥ 【事故防止推進事業補助金 1/2】

趣旨・対象事業・対象施設等

対象事業	対象施設※							趣旨	補助対象物品	補助額
	保育	認可	給幼	小	家庭	事	居宅			
① 午睡中の事故防止対策 (原則、新規園のみ対象)	○	○	×	○	○	○	×	睡眠中の事故防止など保育の質の確保・向上のために必要な機器の導入を支援することにより、安全かつ安心な保育の環境の確保を図るため、備品等購入費を補助する。	無呼吸アラーム等、午睡時等に起こる重大事故の防止を目的として使用する物品	対象経費もしくは限度額(50万円)のうち、どちらか低い方に3/4を乗じた額
② 子ども見守りタグ	○	○	×	○	○	○	×	園外活動時における園児の見落とし等による重大事故の発生が全国的に問題となっていることを踏まえ、ICT機器を利用して、職員の非管理下で児童が園外に出てしまう事故の発生を防ぐため、備品等購入費を補助する。	GPS・BLE(Bluetooth)等を活用した物品※購入費等の補助 ※子どもの位置情報を管理する等により、園外活動時等の見守りに資する機器	対象経費もしくは限度額(20万円)のうち、どちらか低い方に3/4を乗じた額

※保育 = 保育園、認可 = 幼保連携型認定こども園のみ、給幼 = 給付型幼稚園、小 = 小規模保育事業所、家庭 = 家庭的保育事業所、事 = 事業所内保育事業所、居宅 = 居宅訪問型保育事業所

申請にあたっての留意事項

補助対象事業のうち、「午睡中の事故防止対策」については、原則次年度新規開設園のみが対象です。補助金全体の予算に余裕がある場合のみ、既存園の午睡中の事故防止対策についての申請を受付けます。午睡中の事故防止対策の申請を希望される既存園には、個別に申請のご案内をします。

3 補助金について ③⑦ 【医療的ケアに係る備品等支援事業補助金】

趣旨

医療的ケアに必要となる備品等の購入に要する費用について、保育所等において医療的ケア児の受入を可能にするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため、対象経費の一部を補助する。

補助対象施設

医療的ケア児を受け入れた保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所

補助対象経費

対象事業	補助対象	補助対象の例	補助上限額
① 医療的ケア児の備品補助	医療的ケア児の個別性に応じて必要となる備品	抱っこひも、ベッド等	1施設当たり 10万円
② 災害対策備品整備	災害対策として停電時等に必要となる備品	外部バッテリー、手動式吸引器等	1施設当たり 10万円
③ 園外活動移動支援	(詳細は国の要綱が発出された後判明)	(詳細は国の要綱が発出された後判明)	1施設当たり 4万円

3 補助金について ③⑧ 【資格取得支援に係る補助金】

保育士試験による資格取得支援

市内認可保育施設等に勤務する保育従事者（無資格者）で、保育士試験の受験対策のために学習講座（保育士試験受験対策講座）を受講した際に要した費用を、受講者本人に補助。

学習講座を受講する前に、計画書等の提出が必要となりますので、ご注意ください。

保育士資格取得支援

職員が資格取得するための養成施設受講料について園が支出した経費の一部及び、当該職員が面接授業等で不在となる際の代替職員の雇上費について助成。

養成施設等を受講する前に、計画書等の提出が必要となりますので、ご注意ください。

保育教諭等確保のための資格取得支援

幼保連携型認定こども園において必要となる保育教諭確保のために、職員が資格取得するための養成施設受講料について園が支出した経費の一部及び、当該職員が面接授業等で不在となる際の代替職員の雇上費について助成。

（幼保連携型認定こども園に移行予定の園が対象）

養成施設等を受講する前に、計画書等の提出が必要となりますので、ご注意ください。

3 補助金について ③9 ≪参考：国助成金について≫

下記は国（厚生労働省）が実施している助成金であり、保育士資格を持たない保育補助者の資格取得や非正規雇用者の正社員化に活用できる場合があります。ただし、活用には一定の条件がありますので、条件や手続きなどの詳細は下記URL（厚生労働省のホームページ）をご確認ください。

人材開発支援助成金（人材育成支援コース）

事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

キャリアアップ助成金

非正規の雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組みを実施した事業主に対し助成を行うものです。

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

3 補助金について ④0 【保育士修学資金等貸付事業 1/2】

対象施設等

対象施設、対象事業者		修学資金貸付	保育補助者雇上	保育料一部貸付	就職準備金
保育園		○	○	○	○
認定こども園	幼保連携型	○	○	○	○
	幼稚園型	○	×	○	○
	保育所型	○	×	○	○
	地方裁量型	○	×	○	○
幼稚園※		○	×	○	○
小規模保育事業所		○	○	○	○
家庭的保育事業所		○	○	○	○
事業所内保育事業所		○	○	○	○
企業主導型保育事業		○	○	○	○
待機児童解消加速化プラン対象認可外保育施設		○	×	○	○

詳しくは貸付事業の実施主体である千葉市社会福祉協議会にお問い合わせください。

TEL 043-209-8868

URL <https://chiba-shakyo.jp/top/loan-system/childminder/>

※ 常時預かり保育を実施している園 もしくは 認定こども園への移行を予定している園のみ

3 補助金について ④1 【保育士修学資金等貸付事業 2/2】

貸付対象等

	修学資金貸付	保育補助者雇上費	保育料一部貸付	就職準備金
貸付対象	指定保育士養成施設を卒業後、市内の認定こども園・保育園等での勤務を予定している学生。	保育士資格を持たない保育補助者を雇用し、当該保育補助者の資格取得に積極的に取り組む事業者。	未就学児をもつ保育士で、市内の認定こども園・保育園等に新たに勤務する者または、産休・育休から復帰する者。	市内の幼稚園・認定こども園・保育園等に新たに勤務する者。
貸付額	【修学資金】 月額5万円以内 (原則最大2年。総額120万円以内。) 【入学準備金】 30万円以内 (うち市独自上乗せ10万円以内。) 【就職準備金】 20万円以内	年額295万3千円以内 (最大3年)	【保育料の半額】 月額2万7千円以内 (最大1年)	20万円以内または40万円以内。 地域の有効求人倍率による。
返還免除要件	卒業後1年以内に保育士登録を行い、県内の幼稚園・認定こども園・保育園等で5年以上勤務。 ※市上乗せ分は、市内の幼稚園・認定こども園・保育園等で5年以上勤務が要件	保育補助者が、貸付期間中継続して週30時間以上保育補助に従事し、貸付期間中又は貸付期間終了後1年以内に保育士資格を取得した場合。	市内の幼稚園・認定こども園・保育園等で2年以上勤務	市内の幼稚園・認定こども園・保育園等で2年以上勤務

3 補助金について ④2 【研修事業に係る補助金】

保育の質の向上のための研修事業補助

民間保育園協議会への補助。施設型保育施設及び地域型保育事業所を対象とした研修費用を補助する。

研修代替職員助成

再掲（58ページを参照ください）

3 補助金について ④3 【キッズ・ガードの配置助成】

趣旨等

園外活動での事故防止のため、園外活動の頻度が高い園庭の無い保育園等に対し、園外等での活動の際の見守り活動や、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る保育支援者（キッズ・ガード）を配置するための費用を助成する。

項目	内容
対象園	園庭のない保育園・小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業
対象費用	園外活動における保育支援者（キッズ・ガード）配置に係る経費 ※ 保育支援者については、市が認めた交通安全講習会の修了もしくは、市が認めた交通安全に関する動画等の視聴及び視聴後の報告書の提出
補助金額	1施設1か月あたり <u>47</u> 千円（上限額） ※令和8年度分から補助金額が変更（45千円⇒47千円）

4 今後の予定

時期	内容
令和8年4月上～中旬	新年度の執行体制等を周知
令和8年9月16日 (水)	保育園等連絡会議開催
令和8年11月16日 (月)	令和9年度開園等を予定する園を対象とする説明会
令和9年2月25日 (木)	令和9年度予算案の概要説明
毎月第2週頃	(公社)千葉市民間保育園協議会連絡会議において、市からの事務連絡事項を周知
11月～2月頃	新年度の開設予定園に対する説明会を随時開催